

令和3年1月 農業委員会議事録

開催日：令和3年1月25日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 1月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	山 崎 保 夫	出	8	浅 子 栄	出
2	高 橋 政太郎	欠	9	坂 卷 秀 雄	出
3	田 口 勲	出	10	藤 井 光 昭	出
4	三ツ木 宗 一	出	11	高 橋 重 雄	欠
5	宇田川 道 代	出	12	金 子 繁 雄	出
6	渋谷 喜代治	出	13	荻 島 元 治	出
7	吉 田 佳 子	出	14	輿 石 大 介	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	欠 員		8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	大 貫 利 一	出	10	小 川 浩 明	出
4	内 野 佐 苗	出	11	大 熊 敏 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 幹 高 橋 英 行

(説明員) 開発指導課長 山 口 勇
開発指導課調整幹 田 中 克 尚
農業振興課主幹 菅 沼 寛
農業振興課主任 濱 野 洋 平
農業振興課主任 東 條 紘

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第6号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時34分

9. 会議の内容

局 長

定刻前ではございますが、始めさせていただきます。

皆様、改めましておはようございます。本年もよろしくお願いします。また、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2度目の緊急事態宣言が発出されました。委員の皆様におかれましても体調の管理には十分注意をお願いいたします。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いをいたします。

また、今、事務局長からお話がありました、第2回目の緊急事態宣言が発令されまして、第1回目のときは農業委員さんだけで、推進委員さんのほうはお休みをしていただいたわけですが、今回は行動についても規制がちょっと緩いということで、今回は推進委員さんにも参加をしていただいて会議を開きたいと思っております。

また、本来ですと今日終わった後、新年の懇親会を予定しておったわけですが、緊急事態が発令されまして、今年もできないというのが現状となっております。私本人が参加できず申し訳なかったのですが、唯一、県外視察研修に行けたというのは、一つの皆さんとの懇親を深めるためのスタートだったのかなと思っております。

緊急事態が発令されて2週間たって、やっと東京も少し減ってきているようですが、まだまだ来月の7日に終息して、緊急事態が取り下げてもらわないと我々の行動もなかなか、会食をできないというのが現状で、本年の4月で今年度の最後の総会で、その後お別れ会をしたいなと思っておるのですが、これも状況によって、仮に解除されても5人以上とかそういうものが緩やかにならないとそれもできないのかなと懸念しております。

局

長

昨日、今日と大分雪が降って積もるのではないかというお話がありましたけれども、幸いにして雨で終わって、畑にとってはかなりほこりっぽかったものが潤ったのではないかなと思います。また、2日後にはまた雨も降るようで、温度が下がると雪という今の時期は、可能性もゼロではありませんので、今日は暖かくて、またその後寒くなったりしますので、温度の変化に体調を崩さないように気をつけていただきたいと思います。また、ウイルスにコロナにかからないように、再度皆さんも自粛をしていただいて、4月にできるように自分たちも努力をしないとなかなかそういうことが達成できませんので、よろしくをお願いをしたいと思います。何はともあれ体に十分気をつけてこの冬を乗り切っていただければと思います。

開会に当たっての、まとまりませんけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。本日は、2番の高橋委員、11番の高橋委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の菅沼主幹、濱野主任、東條主任が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議

長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、3番の田口委員、4番の三ツ木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請地前に幼稚園及び保育園があり、毎日保護者による送迎で路上駐車も多く、近隣より苦情が寄せられているため、駐車場として貸してほしいとの要望があり、園児の安全を考え、困っている方に協力できればと思い、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は追認による住宅敷地拡張です。転用理由といたしまして、このたび、資産管理のため土地の調査をしていたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き宅地利用をすることから、適法な土地にするための申請です。

なお、令和2年12月23日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請人は現在、市内の賃貸住宅で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を考え、申請地は令和元年に父親の死亡により相続した土地で、実家に隣接し、母親が独り暮らしであり、今後介護が必要な際にすぐに対応ができ、お互い安心して生活できることから申請に及んだものです。

以上3件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番

8 番 委 員
(浅子委員)

議 長

5 番 委 員
(宇田川委員)

議 長

全 員
議 長

議 長

について浅子職務代理、2番について宇田川委員、3番について私からいたします。

それでは、1番について浅子職務代理、お願いいたします。

1番の件について1月14日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。東側の出入口を除き、周りにコンクリートブロックが設置されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

2番について、宇田川委員よりお願いいたします。

2番の件について1月14日に現地を確認いたしました。申請地の現況は宅地で、転用目的は敷地拡張、追認です。東側の出入口部分の通路は、周りにコンクリートブロックを設置し、アスファルト舗装がされていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

3番について私から説明いたします。

3番の件について報告いたします。1月14日に現地を確認しております。申請地は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、南側出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定い

たします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、妻の実家の離れで夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具も増え手狭となり、戸建て住宅の新築を考え、妻の両親へ相談したところ、父親の所有している土地を勧められ、申請地は妻の実家に近く、将来親の介護を踏まえ、お互いに助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだところです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家に近く、学校や商業施設が近隣にあり、子育ての支援や両親の介護を踏まえ、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番及び4番については関連がありますので、一括して説明します。3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、妻の出産も控え、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、両親へ相談したところ、母親が所有している土地を勧められ、申請地は実家に徒歩1分程度の距離にあり、子育ての支援や今後予想される両親の介護を踏まえ、家族が助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

4番の概要ですが、転用目的は一時転用です。転用理由といたしまして、住宅の建築に際し、浄化槽の排水先が、当初南側U字溝に放流

する予定でしたが、現在のU字溝は土が半分以上土砂で埋まっており、接続する水路も不明で、滞留するおそれがあることが予想されるため、母親の所有する農地の北側の水路へ放流することとなり、排水管を農地の下に埋設するための一時転用の申請をするものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、現在の住まいでは手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、交通の便がよい場所の土地を探していたところ、申請地が妻の実家にほど近いことから、将来親の介護を踏まえ、お互い助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和47年に東京都内に本店を置き、主に一般貸切り旅客運送業を営む法人です。このたび埼玉県と県立特別支援学校スクールバス運行業務の委託契約が決まり、福祉輸送地域の拡大とともに越谷営業所を開設し、越谷特別支援学校に通学する生徒の送迎のため、中型、大型バス25台程度駐車できるターミナルが必要となり、土地を探していたところ、申請地は4号バイパスへのアクセスもよく、また前面道路が広く、大型バスの出入りがしやすいことから計画したところ、地権者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は昭和50年に分家住宅にて農地転用許可後、住宅を建築しましたが、地目変更しないまま隣接する農地を含め合筆してしまい、このたび娘家族と同居することとなり、改めて農地転用の申請をするものです。

続きまして、8番の内容ですが、転用目的は店舗です。転用理由といたしまして、借人は平成24年に大阪府吹田市に本店を置き、主に飲食業を営む法人です。このたび越谷市南部に新たな出店を計画し、土地を探していたところ、申請地は越谷流山線に面しており、道路沿いには飲食店やコンビニエンスストアなどが立ち並び、集客が見込められると判断し計画したところ、地権者の同意が得られたことから申請

議

長

統括主幹

に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、夫の親族が所有する住宅で、母、祖母、夫婦と子供1人、計5人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は職場も近くもなり、実家にもほど近いことから、将来親の介護を踏まえ、お互い助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、9件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について事務局、3番及び4番について渋谷委員、5番について宇田川委員、6番及び7番について私から、8番及び9番について、10番の藤井委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について、事務局からお願いいたします。

順に説明します。

1番の件について1月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。西側の出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

引き続いて2番です。同じく1月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。北側の出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長
6 番 委 員
(渋谷委員)

以上です。

3 番及び 4 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

関連がありますので、3 番及び 4 番を併せて報告いたします。

1 月 14 日に現地を確認しており、現況は畑、転用目的は住宅及び排水
管布設に伴う一時転用です。住宅の敷地は、東側出入口部分を除き、
周囲をコンクリートブロックで区画することから、周辺農地への被害
はないと判断します。

また、一時転用の部分は、排水管布設工事終了後、農地に復元する
ため被害防除対策は行いませんが、当該農地の耕作には支障がないと
判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
5 番 委 員
(宇田川委員)

ありがとうございました。

5 番について、宇田川委員よりお願いいたします。

5 番の件について 1 月 14 日に現地を確認いたしました。申請地の現
状は畑で、転用目的は住宅です。西側及び北側の出入口部分を除いて、
周りにコンクリートブロックを設置して区画することから、周囲に被
害を及ぼすおそれはないものと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

6 番及び 7 番について私から説明いたします。

6 番の件について報告いたします。1 月 14 日に現地を確認しておりま
す。申請地は畑で、転用目的は駐車場です。被害防除対策として、南
側及び西側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置する
ことから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7 番について報告いたします。同じく 1 月 14 日に現地
を確認しております。申請地は畑で、転用目的は住宅です。被害防除
対策として、西側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設
置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8 番及び 9 番について、藤井委員よりお願いいたします。

10番委員
(藤井委員)

それでは、8番の件について報告いたします。

1月15日に現地を確認しており、現況は農地で、転用目的は店舗です。当該農地3筆を一体利用するものであり、周囲に新設のコンクリート擁壁、ブロック、フェンスで区画することから、隣地への被害はないと判断いたします。

以上、報告いたします。

9番について報告いたします。1月15日に現地を確認しております。現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、出入口を除いて、周囲を新設、既設コンクリートブロックで区画することから、隣地への土砂等の流出はないと判断いたします。

以上、2案件、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長
全
員
議

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は1,910平方メートル、平成29年11月28日から令和3年1月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。
13番推進委員 (原田委員)		1番について報告します。 1月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地2筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。 以上です。
議	長	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 続きまして、第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の5ページから6ページを御覧ください。 第4号議案 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について説明いたします。 本件は、越谷税務署長より、租税特別措置法の規定による相続税の猶予を受けている農地等の利用状況等について確認したいので、農業委員会に対して該当する農地につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出を依頼されたものです。 番号、相続人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の内容ですが、筆数が10筆で、面積6,785平方メートルです。 次に、2番の内容ですが、筆数が10筆で、面積は6,588.77平方メートルです。

		事務局からは以上です。
議 長		ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について、推進委員4番の内野委員よりお願いいたします。
4 番 推 進 委 員 (内 野 委 員)		1月15日に現地を確認しております。これは事務局と一緒にです。議案書を見て分かるとおり、1番、2番とも増林地内で、住所が近いために同時に現地を確認いたしました。
		1番、10筆、2番、10筆は、事務局報告のとおり特例適用農地10筆ずつは適正に管理、耕作されていたことをご報告いたします。
		ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長		ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員		なし。
議 長		質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議 長		挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
		続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の7ページを御覧ください。
		第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。
		番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。
		新規で、期間は10年です。
		本計画案は、越谷市における基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事するものとして作成されたものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議
全
議

長
員
長

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の8ページから10ページを御覧ください。

第6号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理機構の公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得した土地で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき越谷市長より意見を求められたものです。

内容ですが、賃借権の設定を受けている個人から法人への変更に伴い、新たに農地利用配分計画を定めるものです。

船渡地区第1期、全筆数26筆、全体面積1万7,001平方メートル、期間は4年11か月です。

船渡地区第2期、全筆数6筆、全体面積5,800平方メートル、期間は9年です。

詳細につきましてはお目通し願います。

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

全 員
議 長

ます。

続いて、本計画（案）に対する意見はございませんか。

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり意見なしと決定いたします。

続きまして、第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

農業振興課の濱野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の11ページを御覧いただきたいと思います。

第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
ご説明いたします。

令和2年10月15日から12月14日までの申出期間におきまして、農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域からの除外の申出が2件ございました。

農業振興地域整備計画の変更に当たりましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものでございます。

農用地除外の手続といたしましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、さらに関係土地改良区からのご意見や市の関係部課所との協議を行い、来月開催予定の越谷市農政審議会において農業振興地域整備計画の変更について諮問、答申を経まして、これをもって市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県との協議を行い、支障がなければ、およそ10か月から1年程度の後に農用地区域からの除外となります。また、除外の手続完了後は、農地法許可申請が提出されることとなります。

申出の場所につきましては、議案書とは別の農用地区域からの除外申出地案内地図・土地利用計画図を御覧ください。また、こちら先ほ

どお配りしましたA3の越谷農業振興地域土地利用計画図を御覧いただきたいと思います。それぞれに申出地の位置を示しておりまして、各申出案件ごとに案内図及び土地利用計画図を添付しておりますので、議案書と併せて御覧ください。

それでは、ご説明いたします。

まず、1番の概要でございますが、除外理由は駐車場です。申出人は、現在越谷市保健センター内に事務所を構え、集団検診の実施や夜間急患診療所の運営を行っております。これまで保健センター敷地内の駐車場を借用し、公用車駐車場として使用してきましたが、新型コロナウイルス蔓延防止等の対応などにより、保健センターへの来訪者が増加していることから、地権者である越谷市から来訪者用駐車場をさらに確保したいとの申出があり、これまでどおり駐車場を借りることは難しい状況となりました。また、こことは別の場所におきまして、公用車駐車場と職員の通勤用駐車場をそれぞれ借用しておりましたが、それぞれの地権者の方から駐車場として貸し出すことはできない旨の申出がございました。このため、新たな駐車場を確保する必要性が生じていたところ、事務所から近い当該用地を借り受けることができるようになったため、公用車及び職員の通勤用駐車場として使用したいという申出でございます。建築物の計画はございません。

続きまして、2番の概要でございますが、除外理由は駐車場です。申出人は、越谷市内において運送業を営んでおります。対象車両の駐車場として越谷市内に1か所、草加市内に1か所の駐車場を借りて操業しておりますが、草加市内の駐車場は住宅街にあり、車両の出入りに伴う危険性や騒音などから移転する必要性が生じておりました。また、越谷市内の駐車場は臨時契約となっており、代替地が見つかり次第速やかに退去する契約となっております。こうした状況の中で、主な業務エリアへの通行経路内で駐車場の土地を探していたところ、当該用地を譲り受けることができるようになったため、駐車場として使用したいという申出でございます。建築物の計画はございません。

農業振興課からは以上でございます。

議 長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について三ツ木委員、2番について私からいたします。
4 番 委 員 (三ツ木委員)	それでは、1番について三ツ木委員、お願いいたします。 1番の件について1月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。
議 長	現況は畑で、除外理由は駐車場です。また、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することで周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 2番について私から説明いたします。 2番の件について1月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は田で、除外理由は駐車場です。また、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。 次は報告でございます。 事務局から説明願います。
統 括 主 幹	それでは、報告に移らせていただきます。 議案書の12ページ及び13ページです。第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、5件の届出がありました。

議

長

届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、14ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、15ページ及び16ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、17ページから19ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の届出がありました。内容についてはお目通しください。

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、2月25日、木曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時34分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 1月25日

議 長

署名委員

署名委員